

1. (特約適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカード（キャッシュカード、ローンカード）のうち、ICチップを付加したカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めています。
- (2) この特約に定めのない事項については、当金庫のキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほか、当金庫のキャッシュカード規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用)

- (1) ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な当金庫所定のATM、CDその他の端末（以下「ICカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に提供されます。
- (2) 当金庫のキャッシュカード規定の定めにかかわらず、ICチップ提供機能は、ICカード対応ATM等以外では利用できません。

3. (1日あたりの払戻金額)

当金庫および支払提携先のATMまたはCDを利用した預金払戻における1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

1日あたりのお引き出しできる金額は、ICチップ提供機能を利用したお引き出し限度額を上限とします。

4. (ICカード対応ATM等の故障時の取扱い)

ICカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに当金庫にカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫の都合により、当金庫所定の方法でICカードの再発行・再交付を行なう場合があります。

6. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2023年8月1日現在)